

国立国会図書館における情報通信技術を利用した手続に関する規則

(令和三年八月三十一日国立国会図書館規則第三号)

改正 令和四年三月二十九日国立国会図書館規則第三号

(情報通信技術を利用した手続)

第一条 国立国会図書館の規則(国立国会図書館事務文書開示規則(平成二十三年国立国会図書館規則第四号)、国立国会図書館の保有する個人情報保護に関する規則(平成二十九年国立国会図書館規則第四号)、国立国会図書館資料利用規則(令和四年国立国会図書館規則第一号)、国立国会図書館資料利用制限措置に関する規則(平成二十八年国立国会図書館規則第二号)及び国立国会図書館視覚障害者等用資料送信及び貸出規則(平成二十五年国立国会図書館規則第六号)を除く。以下単に「規則」という。)の規定により、書面等(書面、書類、文書その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。)により作成、保存、提出、通知等を行うこととされている手続については、当該規則の規定にかかわらず、当該書面等に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)により作成、

保存等を行い、又は電子情報処理組織(国立国会図書館の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))とその手続の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。)を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により提出、通知等を行うことができる。

2 前項に規定する方法により行われた手続については、当該手続に関する他の規則の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該規則その他の当該手続に関する国立国会図書館の法規の規定を適用する。

3 第一項の電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行われた提出、通知等は、当該提出、通知等を受けるべき者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該提出、通知等を受けるべき者に到達したものとみなす。

(適用除外)

第二条 この規則の規定は、国立国会図書館中央館における資料の利用並びに中央館及び支部図書館資料の相互貸出しに関する規則(令和四年国立国会図書館規則第二号)第四十六条第一項に規定する貸出票を用いて行う手続には適用しない。

2 手続のうち当該手続に関する他の規則の規定において電磁的記録により作成、保存等を行い、又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により提出、通知等を

行うことが規定されているもの（前条第一項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。）については、この規則の規定は、適用しない。

附 則

この規則は、令和三年八月三十一日から施行する。

附 則（令和四年三月二十九日国立国会図書館規則第三号）

この規則は、令和四年五月十九日から施行する。